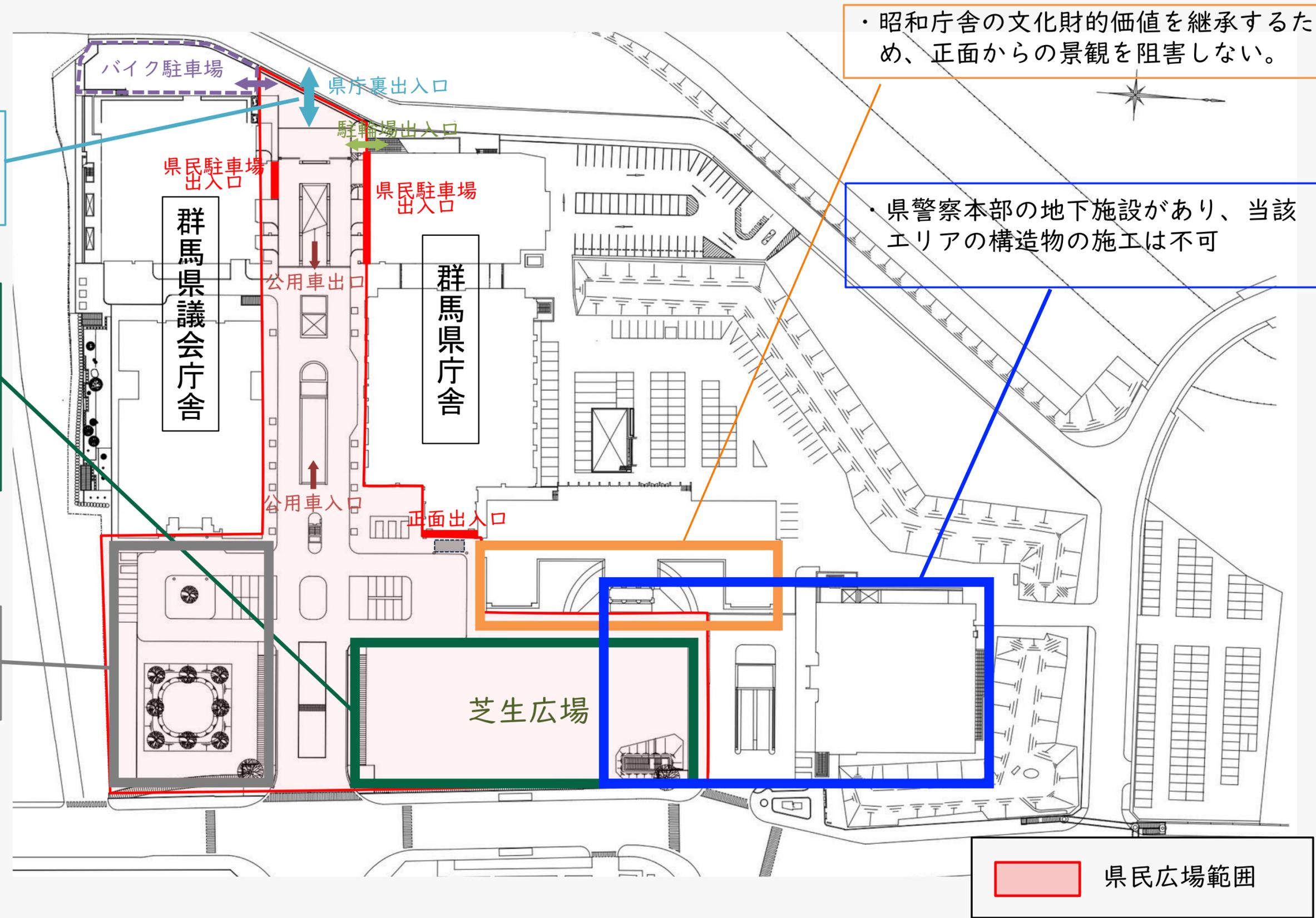


・県庁裏の出入りは、県庁利用者と近接道路利用者相互の交通の安全等に配慮した上で、開放することは可能とする。

・開かれた県庁としてイベント利用している既存の芝生広場の面積以上を確保する。
・地上地下には埋蔵文化財があることから掘削不可、地上部は恒久的な施設の設置は不可とする。

・芝生広場と一体的なイベントスペースや公共交通の結節点など様々な用途に活用可能とする。



・昭和庁舎の文化財的価値を継承するため、正面からの景観を阻害しない。

・県警察本部の地下施設があり、当該エリアの構造物の施工は不可

- ・ 県民広場西側南北に埋蔵されている「三の門柵形」に留意すること。

